

議第41号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号中「3,220円」を「3,310円」に改め、同項第 2 号中「6,550円」を「6,730円」に改める。

別表第 1 主競技場の項から第 2 会議室の項までを次のように改める。

主競技場	全面使用	アマチ ユアス ポーツ	入場料を徴収しない場合	21,600	16,450	32,910	24,680	46,280	36,000	100,790	77,130
			入場料を徴収する場合	73,020	56,570	106,970	81,250	147,080	115,200	327,070	253,020
		その他	入場料を徴収しない場合	244,800	190,280	354,850	272,570	490,620	381,600	1,090,270	844,450
			入場料を徴収する場合	343,540	272,570	472,110	381,600	687,080	534,850	1,502,730	1,189,020
	半面使用（1時間につき）				4,110	3,600	4,110	3,600	5,960	4,730	
補助競技場	全面使用	アマチュアス ポーツ		5,960	4,730	8,840	7,090	12,340	9,460	27,140	21,280
		その他（1時 間につき）		2,980	2,360	2,980	2,360	3,600	2,980		
	部分使用（1人1時間に つき）			300		300		300			
旧 武 徳 殿				6,890	5,340	9,970	7,710	13,370	10,280	30,230	23,330
弓 道 場	全 面 使 用			5,960	4,620	8,640	6,680	11,820	9,250	26,420	20,550
	部分使用（1 人1時間につ き）			250	200	250	200	250	200		

相	撲	場	2,570	2,050	3,900	2,570	5,340	3,900	11,810	8,520
第 1 会 議 室	競技場と併用 する場合		2,050		2,050		3,290		7,390	
	そ の 他		3,290		4,620		5,340		13,250	
第 2 会 議 室	競技場と併用 する場合		720		720		1,330		2,770	
	そ の 他		1,330		2,050		2,570		5,950	

別表第1備考5中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に、同備考6中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考7中「16,000」を「16,450」に、「4,500」を「4,620」に、「24,000」を「24,680」に、「6,000」を「6,170」に、「35,000」を「36,000」に、「5,250」を「5,400」に、「75,000」を「77,130」に、「15,750」を「16,190」に、「3,500」を「3,600」に、「800」を「820」に、「4,600」を「4,730」に、「2,400」を「2,460」に、「6,900」を「7,090」に、「3,200」を「3,290」に、「9,200」を「9,460」に、「2,800」を「2,880」に、「20,700」を「21,280」に、「8,400」を「8,630」に、「5,200」を「5,340」に、「7,500」を「7,710」に、「10,000」を「10,280」に、「22,700」を「23,330」に改める。

別表第2備考以外の部分中

円	円	円	円
9,200	6,900	14,000	10,000
30,000	24,000	44,000	35,000
104,000	79,000	148,000	115,000
140,000	113,000	208,000	162,000
2,900	2,300	3,500	2,900
2,900	2,300	3,800	3,000
2,500	2,000	3,300	2,600

を

1,000	800	1,500	1,100
700	1,000		
1,300	1,700		
200	400		
500	800		

円 9,460	円 7,090	円 14,400	円 10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620
2,980	2,360	3,600	2,980
2,980	2,360	3,900	3,080
2,570	2,050	3,390	2,670
1,020	820	1,540	1,130
720	1,020		
1,330	1,740		
200	410		
510	820		

に改め、同表

備考6中「6,900」を「7,090」に、「1,500」を「1,540」に、「10,000」を「10,280」に、「2,300」を「2,360」に、「800」を「820」に、

「2,900」を「2,980」に、「800」を

「820」に、「3,000」を「3,080」に改める。

第2条 京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「する者」を「するもの」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「センターの施設の使用」を「利用」に、「者は、別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「もの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第5項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「使用料（部分使用）」を「利用料金（部分利用）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「センターの」を削り、「の使用の許可を受けた者」を「に係る利用料金」に、「使用料を納入しなければならない」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第6項中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に、「使用した場合は」を「利用したときは、指定管理者に対

し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考5中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考6中「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考7中「使用する」を「利用する」に改め、同備考8中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考6中「使用する」を「利用する」に、「同表主競技場（全面使用）の項」を「同表主競技場（全面利用）の項」に、「同表補助競技場（全面使用）の項」を「同表補助競技場（全面利用）の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市武道センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市武道センター条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、京都市武道センターの利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。